

豊中市初回産科受診支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、経済的困難を抱える妊婦に対し、健康保険が適用されない初回産科受診料の一部を助成し経済的負担の軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を把握し、早期から必要な支援につなげることを目的とする豊中市初回産科受診支援事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 次条に規定する受診項目を受診した日に本市に住所を有すること。
- (2) 第9条に規定する助成金の申し込みを行う場合にあつては、当該申し込みを行う日に本市に住所を有すること。
- (3) 初回の産科受診を行う日において、世帯の構成員のいずれについても住民税が非課税であること。
- (4) 本市が世帯員の課税状況を確認することに同意していること。
- (5) 本市及び初回の産科受診をした医療機関が、当該妊婦の健診等の受診状況、対象者の世帯の状況その他支援に必要な情報を共有することに同意していること。

(助成対象となる受診項目)

第3条 本事業の対象となる受診行為は、一般妊娠検査薬で陽性反応が出たことその他妊娠の蓋然性があることが判断できるとして市長が別に定める理由により、対象者が妊娠の診断を受けるために受診するもので、受診項目は、妊娠判定に要する問診、診察、尿検査、その他医師が必要と判断した検査（超音波検査等）とする。

2 前項のうち、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による保険給付が適用される受診項目に係る自己負担額は、対象としないものとする。

(助成額)

第4条 本事業の助成の額は、第3条第1項に掲げる受診項目の受診にかかった額と10,000円を比較して、いずれか少ない額とする。なお、1回の妊娠につき初回1回の受診を限度とする。

(実施医療機関)

第5条 本事業の実施主体は、豊中市とする。ただし、第1条の目的を達成するために、本市と連携し、本事業について適切な事業運営が確保できると認められる医療機関(以下、「実施医療機関」という。)と契約を締結し、本事業の一部を委託することができる。

(受診券兼結果報告書の発行)

第6条 本事業を利用しようとする者(以下「申込者」という。)は、豊中市初回産科受診支援事業申込書兼同意書【受診券用】(様式第1号)(以下「申込書兼同意書」)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による申し込みを受けたときは、その内容を審査し、申込者が第2条の各号のいずれにも該当すると認めるときは、豊中市初回産科受診支援事業受診券兼結果報告書(様式第2号)(以下「受診券兼結果報告書」という。)を発行し、申込者に通知する。なお、受診券兼結果報告書の有効期限は、発行年月日から1か月とする。

3 市長は、申込書兼同意書を審査し、申込者が第2条の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、豊中市初回産科受診支援事業利用不承認通知書(様式第3号)により、申込者に通知する。

(受診券兼結果報告書の使用方法等)

第7条 前条で受診券兼結果報告書の交付を受けた者が受診券兼結果報告書を実施医療機関に提出し、受診したときは、市長が実施医療機関に委託料を支払うことにより助成をする。

2 助成の対象となる経費は、第3条第1項に規定する項目に係る費用に限るものとする。

3 受診券兼結果報告書は、交付を受けた本人に限り有効とする。

4 受診券兼結果報告書の使用は、1回の受診につき1枚とする。

5 受診券兼結果報告書の交付を受けた者が、受診前に他の自治体に転出するときは、受診券兼結果報告書を市に返却するものとする。

(受診券兼結果報告書による受診の報告及び請求について)

第8条 実施医療機関は、受診があるごとに速やかに、豊中市初回産科受診支援事業請求書(様式第4号)に受診券兼結果報告書を添付し、市長に初回産科受診の報告及び委託料の請求を行うものとする。

2 市長は前項の規定による請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは請求書を受理した日から30日以内に実施医療機関が指定する金融機関の口座に振り込むことで、支払うものとする。

(受診券兼結果報告書の交付を受けなかった者への助成)

第9条 第2条に規定する対象者が受診券兼結果報告書の交付を受けずに第3条第1項に

規定する項目を受診した場合は、当該対象者が医療機関（第5条に規定する実施医療機関に限らない）において支払った額と10,000円を比較して、いずれか少ない額を助成する。なお、1回の妊娠につき初回1回の受診を限度とする。

2 助成金の交付を申し込もうとする者は、豊中市初回産科受診支援事業申込書兼同意書【償還払い用】（様式第5号）に第3条第1項に規定する項目に係る費用を支払ったことを証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は前項の規定による申し込みを受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは豊中市初回産科受診支援事業助成金交付決定通知書（様式第6号）により、申込者に通知するとともに、申込者が指定する金融機関の口座に振り込むことで、助成金を支払うものとする。

4 市長は第2項の規定による申し込みを受けたときは、その内容を審査し、助成金を交付しない場合には豊中市初回産科受診支援事業助成金不交付決定通知書（様式第7号）により、申込者に通知する。

5 助成金の申し込みは、受診日の属する年度の翌年度の6月末日を期限とする。

6 申込者が偽りその他不正の手段により助成金の支払いを受け、または受けようとすることが明らかと認められるときは、助成金の交付を取り消し、または交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年10月1日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

2 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に初回の産科受診を行った場合における助成金の申し込みについては、第2条第2号の規定は適用しない。

附 則

1 この要綱は、令和6年（2024年）3月15日から実施する。